

【ニューヨーク州】

○概略

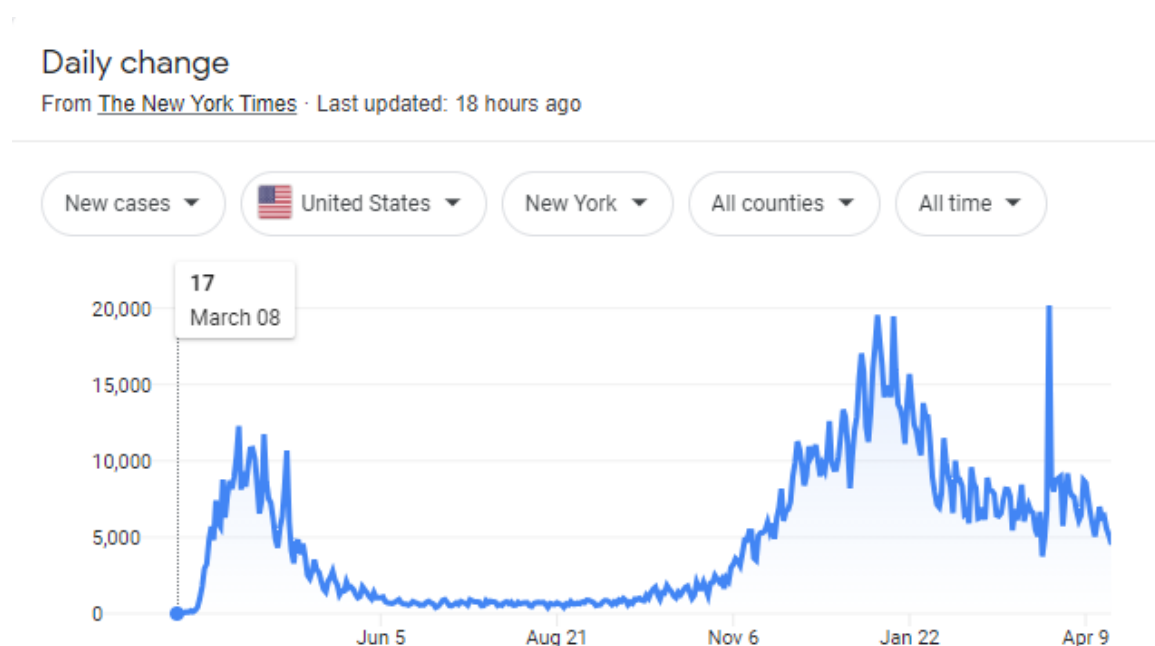
ニューヨーク州は、2020年3月中旬、州内全域に対し、州民サービスに必要不可欠な機能に従事する者以外の出勤を禁止するとともに、集会等を禁止し、不要不急の外出を控えること等を趣旨とする一連の執行命令（①）を発出した。

5月以降、州内の感染状況を鑑みて段階的に経済活動の再開が認められた。また、10月には、州を細かいブロック（街区）単位に分け、各区域の感染者数や陽性率により色分けし、その度合いに応じ集会等の規制を行う「マイクロクラスター対策¹」（参考）を実施した。

11月以降再び感染が拡大したため、飲食店等やジム・フィットネスクラブの22時以降の営業の禁止、いったん許可された店内飲食の再度禁止（ニューヨーク市内のみ）などの動きがあったが、大規模かつ広範囲な出勤・外出等の制限には至らなかった。

2021年2月以降、飲食店等に関する規制の緩和が進められるとともに、①の自宅待機命令以来積み残しとなっている規制についても、感染状況や医療体制、ワクチン接種等の状況に応じて、順次緩和されている。

【新規感染者数推移（2021年4月20日現在）】



¹ NY州 HP

[Governor Cuomo Outlines New Micro-Cluster Strategy to Tackle COVID-19 Hot Spots That Arise in Fall \(ny.gov\)](#)

[MicroCluster Metrics 10.21.20 FINAL.pdf \(ny.gov\)](#)

① 2020年3月中旬の執行命令 (New York State on PAUSE) ²

- ・命令の内容
 - (a)対象地域：州内全域
 - (b)規制対象業種等：医療機関、薬局、食料品店などの必須の機関・店舗以外
- ・決定基準：なし（州知事の判断による）
- ・緩和基準：州内 10 地域がそれぞれ以下 7 つの指標を満たしていること。

【7つの指標】

- 1 感染の状況
 - ①新規入院者（3日間平均）が14日間連続で減少していること
 - ②死者（3日間平均）が14日間連続で減少していること
 - ③人口10万人に対し新規入院者（同上）が1日当たり2人を下回ること
- 2 医療提供体制
 - ④病床に30%以上の余裕があること
 - ⑤ICU病床に30%以上の余裕があること
- 3 検査及び追跡の能力
 - ⑥1か月間に人口の3%の検査を実施する能力を有すること。
 - ⑦人口10万人に対し最低30人の追跡実施要員を有するとともに、感染の件数に応じて必要な人員を確保すること

これら7つの基準をすべて満たした上で、業種により4つのフェーズに分けて順次経済活動を再開することとされた（各フェーズの間は最低2週間空け、7つの基準が満たされた状況が継続することにより次のフェーズに進めることとされた。）。

- フェーズ1：建設業、製造業、卸売業、一部の小売業
- フェーズ2：金融・保険等の専門サービス、不動産、小売業
- フェーズ3：レストラン、飲食サービス、ホテル
- フェーズ4：芸術、エンターテインメント、教育

なお、執行命令の根拠となる緊急事態宣言は現在も有効であり、一部の規制については現在も継続している。

² NY州 HP

[No. 202.8: Continuing Temporary Suspension and Modification of Laws Relating to the Disaster Emergency \(ny.gov\)](#)

<https://www.governor.ny.gov/sites/default/files/atoms/files/NYForwardReopeningGuide.pdf>

(参考) マイクロクラスター対策 (Micro-Cluster Strategy)

当該対策は、7日間平均の10日間の陽性率推移、人口10万人あたりの新規感染者数等をベースに、レッド(クラスターの中心地)、オレンジ(警戒地域)、イエロー(要注意地域)の3段階でブロック(街区)単位でゾーン指定³を行い、感染拡大の兆候を把握しながら、規制対象を絞ることで、生活や経済への影響を最小限に抑えていくというもの。集会の規制やマスク等の着用義務に反した場合は、最大1,500ドルの罰金が科される。

〈レッドゾーンにおける規制措置〉

- ・ 多人数での集会：禁止
- ・ ビジネス：必要不可欠な業種のみ営業可能
- ・ 飲食店：持ち帰りのみ可能
- ・ 学校：対面授業の禁止、遠隔授業のみ実施
- ・ 礼拝所の利用：最大収容人数の25%以内の利用又は最大10人までの利用

〈オレンジゾーンにおける規制措置〉

- ・ 多人数での集会：屋外、屋内関わらず最大10人まで
- ・ ビジネス：リスクが高く、必要不可欠でない業種(ジムなど)は閉鎖
- ・ 飲食店：屋外営業(4名/テーブルまでの利用)と持ち帰りのみ可能
- ・ 学校：対面授業の禁止、遠隔授業のみ実施
- ・ 礼拝所の利用：最大収容人数の33%以内の利用又は最大25人までの利用

〈イエローゾーンにおける規制措置〉

- ・ 多人数での集会：屋外、屋内関わらず最大25人まで
- ・ ビジネス：全ての業種で営業可能
- ・ 飲食店：屋外、屋内営業(4名/テーブルまでの利用)と持ち帰りのみ可能
- ・ 学校：生徒、職員に対する毎週の検査を実施した上で対面授業が可能
- ・ 礼拝所の利用：最大収容人数の50%以内の利用

なお、10月から実施したマイクロクラスター対策(ゾーンの更新)は、州知事に決定により3月22日に終了している。

³ ZIP Code・選挙区・市町村区・国勢調査区域等の既存の区域をそのまま用いるのではなく、これらの区域単位で収集される入院患者数の増加傾向等のデータを分析したものを策定し、ゾーンを指定している。

【カルフォルニア州】

○概略

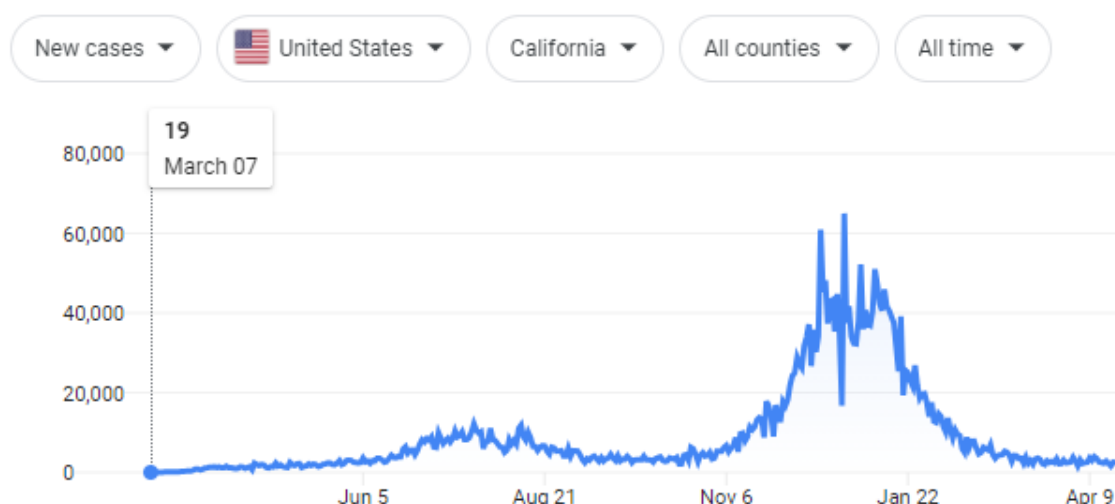
カリフォルニア州は、2020年3月19日にアメリカ国内で初となる自宅待機令（①）を州内全域に発令。必要不可欠な仕事や買い物以外では外出しないことが求められた。4月25日より段階的に制限措置を緩和し、8月28日にはカウンティ単位で特定の事業や活動の段階的な再開を許可するための計画（参考1）を発表⁴したが、感染が再拡大したため、2020年12月3日に再度自宅待機令（②）を発令した。

2021年1月25日に②の自宅待機令が解除され、4月6日には、6月15日を目途に経済活動を完全に再開する方針（参考2）が示された。

【新規感染者数推移（2021年4月20日現在）】

Daily change

From [The New York Times](#) · Last updated: 19 hours ago



①2020年3月19日の自宅待機命令（Stay-at-home order）⁵

- ・ 命令の内容
 - (a) 対象地域：州内全域
 - (b) 規制対象業種等：医療機関、薬局、食料品店などの必須の機関・店舗以外
- ・ 決定基準：なし（州知事の判断による）
- ・ 緩和基準（第1段階（最も厳しい規制）→第2段階）

⁴ CA州HP [Blueprint for a Safer Economy - Coronavirus COVID-19 Response \(ca.gov\)](#)

⁵ CA州HP [About COVID-19 restrictions - Coronavirus COVID-19 Response \(ca.gov\)](#)

1. 感染状況の安定：新規感染者数が 1 万人当たり 1 人を下回る、直近 14 日間の Covid による死亡者が 0 となる
2. エッセンシャルワーカーの保護：体調不良又は濃厚接触時のサポート体制、消毒・PPE 等の確保
3. 検査能力：人口 1 千人当たり 1.5 回／日の実施
4. 追跡能力：人口 10 万人当たり最低 15 名の追跡要員確保、ホームレスの少なくとも 15% の住居の確保
5. 医療提供体制：35% 以上の空き病床、病院による医療従事者保護のための計画策定
6. ハイリスク層対策：高齢者施設は 14 日分以上の PPE 確保
7. 再規制のための基準策定

※自宅待機命令自体の解除基準は示されていない

なお、当初は州内で統一的に進めることを基本としていたが、途中で感染状況が落ち着いている地域より順次再開するルールが追加された。

(参考 1) 特定の事業や活動の段階的な再開を許可するための計画 (通称 Blueprint)

当該計画は、1 日の新規感染者数 (10 万人当たり) と検査陽性率の指標に基づき、各郡を感染状況で 4 段階の区分を設け、認められる活動の範囲をそれぞれ定義している。

具体的には、(1) 広く蔓延 (Widespread) - 紫色、(2) かなり蔓延 (Substantial) - 赤色、(3) 中程度の蔓延 (Moderate) - オレンジ、(4) 低度の蔓延 (Minimal) - 黄色の 4 段階に分類される。なお、「紫色」に指定される基準は、7 日間平均で 1 日の新規感染者数 10 万人当たり、10 人を超え、郡全体で 8.0% 以上の陽性率となった場合である。

(1) 広く蔓延 (Widespread) : 紫色における規制措置

- ・ エッセンシャルワークではない屋内事業の多くを閉鎖
- ・ オフィスは原則としてテレワーク
- ・ 飲食店は屋外やテイクアウト・デリバリー飲みなどに限り可
- ・ 人々の集会は、3 家族以下の調整された屋外での集いに限り可

(2) かなり蔓延 (Substantial) : 赤色における規制措置

- ・ 一部のエッセンシャルワークではない屋内事業を閉鎖
- ・ オフィスは原則としてテレワーク
- ・ 飲食店は収容人数を 25% 以下もしくは 100 人以下に制限して屋内営業可
- ・ 人々の集会は、屋内は推奨されないが、調整された状況で 3 家族以下に限り容認

(3) 中程度の蔓延 (Moderate) : オレンジにおける規制措置

- ・一部の屋内事業は調整しながらの営業を容認
- ・オフィスはテレワークを推奨するが、制限付きで勤務可
- ・飲食店は収容人数を 50%以下もしくは 200 人以下に制限して屋内営業可
- ・人々の集会は、屋内は推奨されないが、調整された状況で 3 家族以下に限り容認

(4) 低度の蔓延 (Minimal) : 黄色における規制措置

- ・屋内事業のほとんどは調整しながらの営業を容認
- ・オフィスはテレワークを推奨するが、制限付きで勤務可
- ・飲食店は収容人数を 50%以下で屋内営業可
- ・人々の集会は、屋内は推奨されないが、調整された状況で 3 家族以下に限り容認

②2020 年 12 月 3 日の自宅待機命令 (Stay-at-home order) ⁶

・命令の内容 (①の自宅待機命令との相違点)

(a) 対象地域

①では州内全域を対象としていたのに対し、②は感染状況に係る基準を上回る地域のみを対象とされた (次項参照)。

(b) 規制対象業種等

①では必要不可欠な業種等以外は原則として閉鎖されたが、②では①で閉鎖対象とされたものの一部が対象外とされた。その例として、学校 (自治体の判断による)、プレイグラウンド、ショッピングモール (上限 20%)、屋外施設、プロスポーツ (無観客だが試合実施は可) 等がある。

・決定基準 : ICU 空床率 (15%を切る地域が自宅待機の対象)

※元々15%と定めていたわけではなく、知事の判断で自宅待機命令を出す際に 15%で線引きして対象地域を区切った。

・解除基準 : ICU 空床率が 15%以上となったことから、命令発出時に定めた終期 (2021. 1. 25) により終了

なお、解除後は Blueprint による管理に再移行しており、各カウンティの感染状況等に応じて一部の規制は現在も継続している。

(参考 2) 全面的な経済活動再開へ (2021 年 6 月 15 日から (2021 年 4 月 6 日発表)) ⁷

全面的な経済再開のための 2 つの基準は、以下のとおり。

⁶ CA 州 HP [About COVID-19 restrictions - Coronavirus COVID-19 Response \(ca.gov\)](#)

⁷ CA 州 HP [Governor Newsom Outlines the State's Next Step in the COVID-19 Pandemic Recovery, Moving Beyond the Blueprint | California Governor](#)

- (1) ワクチン接種を希望する 16 歳以上の州民に十分な量のワクチンが供給されていること
- (2) 入院者数が安定して低いこと

※州政府は入院者数やワクチンへのアクセス、変異ウイルスに対するワクチンの有効性を引き続き注視し、必要があれば、6月15日の経済の全面再開予定日を再検討する可能性もある。

州公衆衛生局の発表⁸によると、全面的に経済が再開された場合、学校などの教育機関はガイドラインなどを順守しながら全ての授業を対面で行うことが推奨されている。また、職場については、屋内換気の改善や、屋内・その他の感染リスクの高い環境下でのマスク着用、事業運営に影響がない範囲でのリモートワークなど感染リスクを減らす対策が求められている。

⁸ CA 州公衆衛生局 HP [Beyond the Blueprint for a Safer Economy \(ca.gov\)](https://www.cdph.ca.gov/Programs/CID/DCDC/Pages/Imz.aspx)